

## 第12回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成 24 年 5 月 29 日 (火) 10:00～  
議事堂 3 階 301 委員会室

1. 条例改正案に関するパブリックコメントの集約
2. 執行部からの意見への対応
3. 前回の会議で決まった事項の確認と事務局の修正について
4. 議員報酬等の議論の取り扱いについて
5. その他（会派での検討、次回の会議）

### 配付資料

- |      |   |
|------|---|
| 資料 1 | 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目及び検討結果について                    |
| 資料 2 | 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表                                 |
| 資料 3 | 県民意見・提案（パブリックコメント）「三重県議会基本条例の一部を改正する条例（案）」へのプロジェクト会議の考え方（案） |
| 資料 4 | 議会閉会中に文書による質問ができないと解される理由                                   |
| 資料 5 | 実例から見る文書質問制度の類型について   |
| 資料 6 | 文書による質問制度における申合せ事項案について                                     |
| 資料 7 | 第 11 回会議で意見がまとまった事項   |
| 資料 8 | 第 8 条第 2 項の修正提案   |
| 資料 9 | 「議員活動」、「議員報酬」及び「政務調査費」に関し、一定期間内に検討することを確認する方法について           |
| 追加資料 | スケジュール案   |

## 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 における検討項目及び検討結果について

H24. 4. 12 現在

### 検討項目一覧表

※番号は検討項目の連番、○付き番号は優先検討項目の連番

番号	優先	項目	課題提起の概要	検討結果等
1	①	最高法規	議会基本条例が議会の最高法規である旨を前文等で記載	最高法規とは位置付けない
2		用語の定義	知事等、委員会等、会派など	用語の定義は特に定めない
3	②	議決責任	議会又は議員の議決責任を規定	条文修正(議決責任の認識を規定)
4	③	政策形成	政策形成についても規定	現行の「政策立案、政策提言等」の規定のままとする
5		議場での質疑等の方法	対面演壇方式に限らず選択制にする	案件ごとに判断できるよう、議運へ検討を依頼する
6		議会運営の原則	公平性、公正性、透明性も規定	現行のとおりとする
7		正副議長立候補者の所信表明の会場	本会議場で行い議事録を残す	問題提起に留める
8	④	議会と知事の役割	自治法に定められた各役割(議決権、執行権等)を規定	条文修正(合意制の議事機関の独自性を生かす旨を規定)
9	⑤	質問趣旨確認(反問権)	事前通告制のない会議で論点整理のため質問趣旨確認権を付与	条例に規定しないが、質問趣旨を確認したい場合に限って認める。※議運へ会議規則や申合せにするかの検討を依頼
		議会と知事との協議	議提議案に関し、知事が意見を述べる機会を設ける	常設とはせず、案件が生じた場合、速やかに協議する
10		議会の説明責任	第7条を第6章「県民との関係」に位置付ける	現行のとおりとする
11		議会報告会等	議会報告会や意見交換会などを規定	同上
12		議会活動の評価・理解	議会活動の評価・理解の深度を多様な手段で的確に把握する旨規定	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
13		請願者の意見陳述機会の保障	委員会の公式の場でも希望があれば請願者に意見陳述機会を保障	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
14		議案に対する賛否公開	既に実施している議案に対する各議員の賛否状況の公開を規定	基本条例では議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項は要綱や申合せで規定
15		議長定例記者会見	議長による情報発信を恒久的に実施する旨規定	同上
16		委員会資料の事前公開	既に実施している委員会資料の事前公開を規定	同上

番号	優先	項目	課題提起の概要	検討結果等
17		附属機関、調査機関、検討会等	自治法 100 条の 2(専門的知見の活用)との整合性を図り、12~14 条を整理統合	条例制定時の議論の経緯もあり、現行のとおりとする
18	⑥	附属機関の調査対象	県政の課題に関して審査、諮問、調査できるように規定	同上
19		附属機関委員の身分等	附属機関委員の身分や待遇等を規定	条文は変更せず、「非常勤特別職として報酬を支払う」として取扱う
20		会期制	通年制議会等について再度規定	会期プロジェクト会議で検討
21	⑦	議員定数や選挙区、	議員定数や選挙区、	条文追加(県民意見等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う旨を規定)
		議員報酬	議員報酬の在り方や考え方を規定	別途検討することとし、現時点では改正を行わない
22		会派	会派の役割(議員の支援等)を規定	条文追加(議員がその責務を果たすため支援する旨を規定)
23		議会事務局	議会に政策担当秘書や議長補佐役の職を設置。事務局の増強。	課題提起に留める
24	⑧	知事等に対する資料提出等の要求	知事等執行部に対し資料提出の要求や書面による意見開陳等を要求	条文を追加(文書質問権を規定)し、会議規則か申合せで詳細を定める
25		意見書提出及び決議	自治法 99 条の意見書提出や、決議による議会の意思表明を規定	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
26		議員活動の明確化	議員活動を規定し明確化を図る	別途検討することとし、現時点では改正を行わない
27		議会機能の強化	第6条に包含し当該条項を削除	各条文の趣旨に違いがあり、現行のとおりとする
28		議員間討議の充実	充実した議員間討議の仕組み導入	条文変更に関する提起ではないため、現行のとおりとする
29		政務調査費	議員活動の基盤強化や充実のためである旨を規定	別途検討することとし、現時点では改正を行わない
30		交流・連携の推進	1つの条文とし改革の方向を強調。海外の自治体議会との交流を規定。	各条文は独立した内容となっており、現行のとおりとする 海外との交流については、議員連携に留まっており、条例では規定しない
31		議員連盟	条例で規定	公式の組織ではないため、条例で規定はしない
32		議決事件の追加	自治法 96 条 2 項の議決すべき事件を規定	各条例で既に定めており、重ねて基本条例では定めない
33	⑨	住民投票	議決権限に属する重要な政策課題について議会が住民投票を実施	今後の検討課題とし、条例には規定しない
34		予算の確保	必要な予算を確保	議会活動に必要な予算は既に確保されていると考えられ、条例には規定しない

## 各項目の検討状況

各項目の（ ）書きは、三重県議会基本条例に該当又は関連する条文を明記。

○付数字は優先検討項目

### 1 ①最高法規（規定なし）

#### <課題提起>

三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記するべきである。他県では、議会基本条例を最高規範として位置づけているものがあり、本県でもそのように位置づけを明らかにし、議会の姿勢を示すことは良いのではないか。

#### 【結論】

条例上又は他の方法によって議会基本条例を最高規範と位置付けることはしないこととする。

#### <有識者意見>

- ・議会基本条例自体が宣言的な意味合いも強く有しており、世論を喚起する意味合いでの宣言性について、もう少し検討してもよいのではないか。

#### <主な意見>

- ・議会基本条例を議会における最高規範等と位置付けることや、他条例の新規制定に当たって議会基本条例の趣旨を尊重するといったことは、法秩序の構成原理（後法優先の原理及び特別法優先の原理）等に鑑み、無理があると考えられる。
- ・他県の議会基本条例が議会の最高規範等と規定しているのは宣言的な意味であると考えられるが、あえてこれを明記するという立法事実を検討するに当たり、議会基本条例は、議会運営の基本原則を定めたものであるということで必要十分である。
- ・例えば、議会の姿勢として議会基本条例を「最高法規」等と位置づけるのであれば、附帯決議などで意思表示するといった方法も考えられるが、あくまで宣言的なものである。

### 2 用語の定義（規定なし）

#### <課題提起>

「知事等」、「委員会等」、「会派」などの用語について、改めて条文を設け、定義を明記することによって県民に分かりやすくするとともに、この条例の体裁を整えるべきである。

#### 【結論】

用語の定義は特に定めない。

#### 《参考》

- ・「知事等」－前文において「知事その他の執行機関」と規定

- ・「委員会等」－第20条で使用

※逐条解説では「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会及び代表者会議を指す」と記載。

- ・「会派」－第5条に会派の規定あり ※検討項目22とも関連

#### <主な意見>

- ・逐条解説に書いてあるものを条文に規定するとなると、相当数となってしまう。

### 3 ②議決責任（第7条関係） ※条文修正

#### <課題提起>

議員の立場で議決したことについて当然議決責任は伴うものであり、議会又は議員の議決責任について、条例で規定すべきである。

#### 【結論】

議会としての責任について、第7条の規定に「議決責任を深く認識し」の文言を追加する。なお、議決責任の具体的な内容については、逐条解説に記載する。

#### 【修正条文案】

（議会の説明責任）

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

#### 【逐条解説案】

- ・議決についての議会の責任には、決定した事項をフォローアップする意味での執行監視、評価の責任がある。また、争点を形成して論点を明らかにし、意思決定をするという、決定過程の質についての責任がある。
- ・議会には執行権がないため、法的な賠償責任はない。なお、議決についての議員の責任には、社会的、道義的、政治的責任がある。

#### <有識者意見>

- ・議決責任には、決定内容の適切さについての議員の政治的責任及び道義的責任がある。当然ながら、反対した議員は可決された政策の内容に責任を負わない。また、議会には、執行監視や評価の責任（フォローアップする責任）、論点や争点を発見し公開する決定過程の質についての責任がある。
- ・議会基本条例において議会の責任を宣言するのは、道義的、社会的、政治的な責任を明確にするという意味から大いに意義のあることであり、責任を果たそうとする姿勢にもつながる。
- ・議会の議決は、地方公共団体としての意思決定であり、議決責任というのは地方公共団体の責任と考えられる。

### <主な意見>

- ・道義的、社会的、政治的責任があると条例で規定しても、訓示的なものにしかならないが、議論の証としてまた後世に残すのであれば、具体的に書くべき。
- ・議決したものを執行せしめる（フォローアップ）という議会としての役割、責任を説明責任に含めて書き込んではどうか。
- ・フォローする責任、意思決定の質や論点の明確化という言葉も入れるべき。
- ・社会的、道義的、政治的な責任を議会は有するという宣言的な部分まで、逐条解説に書き入れるのはそぐわない。
- ・条文で議決責任としか書かないのであれば、逐条解説で具体的な内容を書くべきである。
- ・議案に反対した議員は、責任を負わないということも説明する必要がある。
- ・議員や議会が当然に有する責任であり、改めて条例に書き込む必要はない。
- ・議会には執行権がないので、法的な賠償責任はないとされているが、議決責任を明文化することで、訴えられやすくなるという課題がある。
- ・起立して採決を求めて立たない人の責任はどちらに入るのか？（議案の賛否に関する公開の取扱では「反対」として整理されている）
- ・7条修正案は、議会は議決責任を深く認識した上で、県民に対して説明責任を有するとしており、タイトルは「議会の説明責任」のままでよい。

## 4 ③政策形成（第3条第3号、第10条関係）

### <課題提起>

政策立案又は政策提言の過程である政策形成について、条例で規定するべきである。議会の重要な機能として政策形成機能が求められており、この機能を向上させて立法機能や監視機能と同程度に位置付けていくことが、次のステップにつながると思われる。

### 【結論】

有識者の意見によると、政策形成は「政策に対する諸々の影響力によって、結果的にある形に成っていくという引いた視点から客観視する概念」である一方、政策立案は「政策をデザインする主体としての能動性を前提とする概念」であるということ踏まえ、議会が主体的、積極的に政策を作っていくことが重要であることから、現在の議会基本条例で規定されている「政策立案、政策提言等を積極的に行う」という規定のままとする。

### <主な意見>

- ・有識者の解説により、結論は得られた。

## 5 議場での質疑等の方法（第4条第4項関係）

### <課題提起>

質問者が、対面演壇のいずれの席から質問するか選択できる方法を検討するべきである。

### 【結論】

議員が発言の際に使用する演壇の決まりである「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」を踏まえつつ、議員が議長席前の演壇を使用したい場合は、議会運営委員会に申し出てもらい、案件ごとに判断できるよう、議会運営委員会において検討してもらう。

### 《参考》

- ・「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」（平成22年5月28日最終改正、議会運営委員会）において、議員の発言の際に使用する演壇を定めている。
- 5(1) 代表質問、一般質問、再質問、関連質問及び議案に関する質疑は、議員発言用演壇を使用する。また、議提議案提案説明、議提議案に関する質疑に対する答弁、委員長報告、決議案朗読、討論等の発言は、議長席前の演壇を使用する。

### <主な意見>

- ・議長席前の演壇を使いたい場合、その都度、議運に申し出て諮ればよい。
- ・質問後、演壇の立つ位置と座る席との位置関係が合わないので、改善できないか。

## 6 議会運営の原則（第6条第1項関係）

### <課題提起>

議会運営の原則として、議会の円滑かつ効率的な運営に加え、「公平性」や「公正性」、「透明性」についても規定するべきである。さらに、「県民に開かれた」といった姿勢を、重畳的に規定するべきである。

### 【結論】

「公平性」や「公正性」については、議会運営の原則として当然のことであるため、現行の条文のとおりとする。また、「透明性」については、現行条文の中で既に同趣旨のことが書かれているため、新たに規定することはしない。

### <主な意見>

- ・「透明性」については、第3条第1項の開かれた議会運営の中で、「積極的に情報の公開を図るとともに」等と既に書かれている。

## 7 正副議長立候補者の所信表明の会場（第6条第2項関係）

### <課題提起>

本会議で、議長及び副議長への立候補者は所信表明を行い、その上で選挙することにより、所信表明を議事録として残すべきである。

### 【結論】

条文として記載しないが、提起された内容を議会内で検討することを提案する。

※議会改革推進会議あるいは代表者会議

### 《参考》

「三重県議会役員選出申し合わせ事項」（平成21年5月12日最終改正、代表者会議）において、所信表明会の会場を定めている。

5 所信表明会は、立候補届出日の午後1時30分から全員協議会室で行い、…

### <主な意見>

・議長としての公約は、議事録に残していくことが大事。

## 8 ④議会と知事の役割（第8条関係） ※条文修正

### <課題提起>

議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定するべきである。明確に互いの役割を明記した上で、二元代表による緊張ある関係と規定した方が良い。

### 【結論】

「知事等と常に緊張ある関係を構築」という条文の意味は、常に対立関係にあるというのではなく、互いに切磋琢磨するという意味であることから、現行の条文のとおりとする。

なお、二元代表制は機関対立主義を基本としながらも、議会と長の権限を融合的に設計されているため、議会の議決権及び知事の執行権という関係性の整理だけでは曖昧であることから、政治的正統性を有する合議体特有の役割を明記することとし、第8条第2項の規定に、「合議制の議事機関としての独自性を生かし、」の文言を追加する。

### 【修正条文案】

（知事等との関係の基本原則）

### 第8条 【略】

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

### 【逐条解説案】

議会は、政治的正当性を持っている合議体であり、議会の議論を通じて、政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有する。

### <有識者意見>

- ・日本の二代表制は、権力分立の純粹型の制度設計にはなっておらず、行政と議事機関との関わりは非常に重複しているため、「議会の議決権」と「知事の執行権」と単純化することで、落ちてしまう論点が増える恐れがある。
- ・むしろ、政治的正当性を持っている合議体が有する権能を明記した方が良い。例えば、政策の論点、争点を議会の議論を通して明示して世論形成をすることができ、民主的な意思決定を行うことができる。(争点形成、論点明示機能)
- ・執行機関は議会の権限に配慮する、逆に議会は執行機関の権限に敬意を払い配慮するということが重要で、何らかの規定ができないか。

### <主な意見>

- ・「常に緊張ある関係」という表現だと、何か刺々しく張り合っているように感じるため、「緊張ある適切な関係」とすべきではないか。
- ・「緊張ある」とは、これまで何でもかんでも知事追認型の議会であったという反省のもとに、議会の中では与野党を作らずに、知事に対して是々非々でいくという緊張感を持っていくという意味であり、書き換える必要はない。
- ・「緊張ある」の中には、「緊張ある友好関係」も含まれていると理解している。
- ・「敬意と配慮」という考え方は理解できるが、あえて議会の側から言葉にまでする必要はない。
- ・議会の独自性の特徴を生かすというのを入れるのはよい。
- ・議会の独自性の具体的内容については、逐条解説に譲ればよい。

## 9⑤-1 質問趣旨確認(反問権)(第8条関係)

### <課題提起>

予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われな  
い会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、  
又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべき  
である。

通告制のある本会議においては、反問権の付与は不要と考えるが、仮に、反問  
権の付与について検討するのであれば、所要の条件や環境の整備を図る必要があ  
る。

### 【結論】

質問趣旨確認(反問権)は、議会基本条例には規定しない。

知事等執行部の職員が議員に対して、議員の質問の趣旨・意味を確認したい場合  
に限って認めることとし、「議会会議規則」や「申し合わせ」に書く必要があるかど  
うかについて、議会運営委員会において検討してもらう。

### <有識者意見>

- ・質問趣旨確認に限定した反問権であれば、条例にわざわざ書き込む必要はない。  
申し合わせや会議規則の中で確認をしておけば済む。

- ・質問に答える関係ではない政策の議論ができる場を設けるのであれば、一考の余地がある。

#### <主な意見>

- ・質問確認権は、そもそも執行部が持っているものであって、議会でどうこう言うことではないので、あえて規定する必要もないし、事実そういう運用がなされている。
- ・議会の体制と執行部の体制が全く違い、発言通告まで求められている中で、反問権は一切認めるものではない。  
※執行部にそもそも反問権（質問趣旨確認）があるとする委員は9人中7人
- ・いたずらに執行部側の権利として「反問権」や「質問趣旨確認」等を明記するのではなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したい時にすればよい。
- ・質問的確認権をわざわざ議会基本条例に定める必要はない。

### 9⑤-2 議会と知事との協議（規定なし）

#### <課題提起>

議提議案に関しては、知事も参加して自分の主張を述べる機会を設ける仕組みがあるべきではないか。

#### 【結論】

会期に関する検討プロジェクトチーム（平成19年6月設置）において検討した結果、「協議の場の設置については、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。」としており、常設とはしない。

#### <会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果>

- ・意見なし

### 10 議会の説明責任（第7条関係）

#### <課題提起>

第3章「議会運営の原則等」にある第7条（議会の説明責任）は、第6章「県民との関係」に位置付けるべきである。

#### 【結論】

各条文の位置付けがそれぞれにあることから、現行のとおりとする。

#### <主な意見>

- ・検討項目3「議決責任」の議論の結果、第7条に議決責任が追加されたことにより、議会運営の原則の内容としてよりふさわしい内容となったため、現状のままでもよい。

## 11 議会報告会等（第 18 条第 2 項関係）

### <課題提起>

県民や市町の首長、議員等に対して、直接議会活動について報告したり、意見交換をしたりする場について、条例で規定するべきである。これにより、議会の責務として定期的に実施するべきである。

議会活動の内容である議会における意思決定の過程等について、議会が、県民に対して直接説明する具体的取組についてこの条例で規定し、実施するべきである。

### 【結論】

「現場 de 県議会」をはじめ、既にさまざまな広聴の取組を実施しており、また、広聴広報会議において、今後もより効果的な広聴広報の手法を検討していくこととなっているため、現行の努力規定のままとする。

### <広聴広報会議での検討結果>

- ・これまでに「現場 de 県議会」（出前県議会）、「市町議会との交流・連携会議」、「県議说出前講座」のほか、常任委員会の県内調査における県民や各種団体関係者等との意見交換会の実施など、さまざまな広聴広報の取組を実施してきており、提言されている議会報告会の内容は、既に実施していると考えられる。
- ・今後は、政策広聴の仕組みである「現場 de 県議会」について、さまざまなパターンで実施していきながら、より効果的な広聴広報の手法を広聴広報会議で検討していくこととする。

## 12 議会活動の評価・理解（第 18 条及び第 19 条関係）

### <課題提起>

県民の、議会に対する関心の有無並びに議会活動に対する評価及び理解の深度について、多様な手段を用いて常に的確に把握するよう努めるという趣旨を規定するべきである。

### 【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしない。

### 《参考》

- ・これまでに、県議会への傍聴者アンケートや e-モニター制度を活用した県民意識調査を実施しており、平成 21 年には県議会に対する評価を e-モニターにより把握している。

### <主な意見>

- ・広聴広報会議で引き続き検討していく中で、必要があれば、明文化するべきかを検討すればよい。

### 13 請願者の意見陳述機会の保障（第 18 条関係）

#### <課題提起>

請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨を、条例で規定すべきである。請願提出者を参考人として招致し、その意見を聞く取組などは行われているが、請願を提出した側から希望があれば、意見を述べる機会を保障すべきである。

現在、議員の任意の会議である政策担当者会議において、非公式に説明の聴取を行っているが、直接願意を聴取する必要があると議会が判断した場合以外にも、すべての請願提出者が、意見を陳述する機会を保障されるよう、条例で規定すべきである。

#### 【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしないが、参考人を招致するかどうかは委員会で判断することとする。

#### <会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果>

- ・政策担当者会議において請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があれば、参考人招致を行うことになる。

#### <主な意見>

- ・政策担当者会議の位置付けを明確にするべきではないか。
- ・委員長会議等において、願意を量るために意向確認するなどの配慮をすればよい。

### 14 議案に対する賛否の公開（第 19 条関係）

#### <課題提起>

既に議案に対する各議員の賛否の状況を県議会ホームページで公開しており、議案に対する各議員の賛否の状況を公開するよう、条例でも規定すべきである。

#### 【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

#### 《参考》

「議案等に対する議員の賛否状況の公表について」（平成 20 年 6 月 3 日、議会運営委員会決定）により、平成 20 年 5 月 16 日以降の議決結果について、同年 6 月から公表している。

## 15 議長定例記者会見（第 19 条関係）

### <課題提起>

多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、月 1 回議長定例記者会見を実施しているところであり、議長が定期的に情報発信を行う旨を条例で規定し、恒久的に実施するべきである。

### 【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

### 《参考》

「議長定例記者会見の実施について」（平成 19 年 5 月 31 日、代表者会議決定）により平成 19 年 6 月から実施。なお、当会見は、県議会と県政記者クラブとの共催となっている。（県政記者クラブとの協議結果）

## 16 委員会資料の事前公開（第 21 条関係）

### <課題提起>

議会活動に関する資料の公開に資するため、既に委員会資料をホームページで事前公開しているところであり、委員会資料を委員会の事前に公開するよう、条例で規定するべきである。

### 【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

### 《参考》

「委員会説明資料のホームページ掲載について」（平成 21 年 10 月 20 日、広聴広報会議決定、平成 21 年 11 月 9 日、代表者会議了承）により、平成 21 年 12 月から実施。

### <主な意見>

- ・ ホームページで公表されている委員会資料は、議論途中の案のものであり、委員会終了後は削除すべきである。

## 17 ⑥-1 附属機関、調査機関及び検討会等（第 12 条、第 13 条及び第 14 条関係）

### <課題提起>

第 13 条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべきである。

### 【結論】

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

### ＜主な意見＞

- ・議員報酬等については調査機関で議論しているが、これは広い意味では県政の課題にも成り得ることや、附属機関だと設置条例を作成している間がないという経緯があった。
- ・議員報酬（議会活動）を県政の課題の一部であると解釈するのであれば、第12条は要らないのではないか。
- ・基本条例第12条、第13条、第14条は、三重県議会の議会改革のシンボリックな条文であり、先人の努力の証である。

## 18 ⑥-2 附属機関の調査対象（第12条関係）

### ＜課題提起＞

現状として、附属機関においては「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができないが、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる。今後、附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができるよう条例で規定すべきである。

### 【結論】

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

### ＜主な意見＞

- ・県政一般の課題に関しては、丸投げするのは良くない。これを議論するのは議会であり、附属機関に諮問するのは、議会活動制度の見直しなど議会内部的なものが対象になるのではないか。

## 19 ⑥-3 附属機関委員の身分等（第12条関係）

### ＜課題提起＞

第12条に基づく議会の附属機関の委員の身分については、非常勤特別職として扱えるかなど解釈上の疑義があることから、附属機関の委員の身分などについて、条例で規定すべきである。

### 【結論】

条文は変更しないが、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱い、今後、附属機関が設置される場合は、その旨を設置条例に規定する。

### ＜有識者意見＞

- ・附属機関の性質からすると、委員の身分は非常勤の公務員ということになる。公務災害など委員の身分に関わる問題を考えていけば、附属機関として適正に取り扱うことが望ましい。したがって、報償費ではなく報酬ということにならざるを得ない。
- ・執行機関の場合、特別職非常勤職員の報酬に関する条例を定めており、議会の側でも同様の条例を用意する必要がある。報酬条例を設ければ議会の姿勢は鮮

明になる。

- ・附属機関の性質に照らすと、地方公務員法第3条3項2号の条文(法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。))の構成員の職で臨時又は非常勤のものを素直に読めば、非常勤特別職の公務員に当てはまる。これを前提に、個別の附属機関設置の際に、その委員に対する報酬支給の条例を制定すればよい。
- ・議会の附属機関とその委員の身分については、法律が想定していない領域であるが、条例に基づいて執行機関と同様の機関を議会に設置し、その委員を特別職非常勤公務員と見ることは、目的や趣旨、効果において矛盾や衝突はない。
- ・他県議会の附属機関として議会の情報公開審査会を設置している例があるが、執行機関側にも同様の審査会があり、機能や委員の職責において実質的な差が無いとすれば、その委員の身分や報酬について法的な差を付ける積極的な理由はない。

#### <主な意見>

- ・議会基本条例第12条第2項で、「構成員については、非常勤特別職とし、報酬を支払うものとする」と規定してはどうか。
- ・第12条だけ具体的なことを規定すると、第13条や第14条は「議長が別に定める」としており、バランスが崩れるので、個別条例で対応すればよい。
- ・非常勤特別職と身分を明らかにすれば、報酬のことについては書かなくてもよいのではないか。

## 20 会期制 (規定なし)

### <課題提起>

三重県議会定例会の招集回数に関する条例を廃止して、又は重複して、議会基本条例で規定するべきである。通年制議会を含めた会期の検討が必要。

### 【結論】

当プロジェクト会議では議論せず、議会基本条例には規定しない。

### 《参考》

「三重県議会定例会の招集回数に関する条例」(昭和31年6月20日 三重県条例第31号、平成22年6月7日 三重県条例第30号改正)により、定例会の招集回数を規定。

### <会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議>

- ・引き続き検討を進める。

## 21 ⑦-1 議員定数及び選挙区（規定なし） ※条文追加

### <課題提起>

県民の意思を的確に示すことができるよう、議員定数や選挙区の在り方について不断の見直しを行うといった姿勢を、議会基本条例で示す必要がある。

### 【結論】

「議員の定数及び選挙区」の関係については、県民の意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行う旨を条例に盛り込んでいくこととする。

### 【追加条文案】

（議員の定数及び選挙区）

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

### <有識者意見>

- ・議員定数及び選挙区について、第三者的に見ても公平、公正な選挙ができるような規定の仕方が必要。

### <主な意見>

- ・議員の定数条例や報酬に対する議会の意思や姿勢を示す必要性がある。
- ・「別途条例で定める」というような書き込みではなく、理念を表す表現にすべき。

## 21 ⑦-2 議員報酬等（規定なし）

### <課題提起>

議員報酬等について、議員の存在意義等を踏まえ、広義の議員活動の対価であるといったことを基本条例で明記する必要がある。

### 【結論】

21「議員報酬」、26「議員活動の明確化」、29「政務調査費」については、別途検討することとし、現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わないこととする。

### 《参考》

- ・「地方議会議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成22年11月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。
- ・地方自治法第203条で、議員報酬及び費用弁償に関する規定あり。

### <主な意見>

- ・21「議員報酬」、26「議員活動の明確化」、29「政務調査費」について、このプロジェクト会議で基本条例に明記するための議論を始めると、時間がか

- かることが予想され、その上、結論がまとまるかどうかもわからない。
- ・全国都道府県議会議長会が要望しているなどの事情はさておき、議会先進県を目指している以上、三重県議会として他に先んじ、率先して基本条例に明記し、議員の地位を明らかにすべき。
  - ・基本条例に明記するための議論を始めると、時間がかかることが予想されるが、今までの議論の過程もある。検討条項を設けることや附帯決議を行うなど、何らかの議論の足跡を残すべき。
  - ・議員報酬等の基になる議員活動については、少なくとも明確にしておくべきであり、別途検討組織を立ち上げてはどうか。
  - ・「議員報酬は、県民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とする」といった規定を設け、具体的な内容については、今後、検討していく旨を附則で定めてはどうか。

## 22 会派（第5条関係） ※条文追加

### <課題提起>

会派の役割として「議員がその責務を果たすため、支援する」といった趣旨を条例で規定するべきである。

会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となるとともに、会派間の調整を図り円滑な議会運営に協力する旨を規定するべきである。また、会派に所属しない議員に対して配慮する旨も規定するべきである。さらに、会派が、会派間の調整により円滑な議会運営に寄与する旨を規定するべきである。

### 【結論】

会派は「議員がその責務を果たすため支援する」という趣旨の条項を追加する。

### 【追加条文案】

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

### 《参考》

- ・地方自治法上は、第100条第14項において、政務調査費の交付対象として会派が規定されているのみ。
- ・他道府県の議会基本条例でも会派の規定あり。

## 23 議会事務局（第 25 条関係）

### <課題提起>

特別職又は一般職として、議会に政策担当秘書や議長補佐の役割を担う職を設置することを、条例で規定するべきである。

本県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っている間は、議会事務局の人員の増強等機能を強化するべきである。

### 【結論】

課題提起に留め、条文は現行のとおりとする。

### 《参考》

- ・議会基本条例第 25 条第 2 項では、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用することができるとする定めがある。

## 24 ⑧知事等に対する文書質問制度、資料提出要求制度（第 9 条関係） ※条文追加

### <課題提起>

議会が必要と認める場合や議長が承認する場合において、知事等執行部に対して資料の提出の要求や書面による意見の開陳、説明等を求めることができるよう条例で規定するべきである。

なお、この規定の新設に当たっては、地方自治法第 100 条の規定に基づく調査権や、知事等執行部の側の負担や対応方法などを考慮する必要がある。

また、国会の質問主意書に関する制度のように、議会が承認した場合や議長が認めた場合には、情報提供や書面による知事等の意見の開陳を求める制度を設けるべきである。

議会機能強化の取組の一つとして、本会議での質問等の機会にとらわれずに常に質問することのできる仕組みとして、文書質問制度の創設を提案する。

会派の所属議員が 6 人以上いないと全常任委委員会に所属することはできず、少数会派にとって傍聴等の機会も限られており、質問や情報入手の機会が限られる。

### 【結論】

知事等に対する文書による質問制度を新たに設けることとし、具体的な取扱いについては別途協議する。

知事等に対する文書による資料提出の要求については、議会基本条例には規定しない。

### 【追加条文案】

（文書による質問）

第 14 条の 2 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。

2 前項の手続等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 【検討事項・案】

以下の事項について検討された結果を、後ほど申合せ事項案として作成。

- 1 文書質問ができる期間  
定例会年4回制時における閉会期間とする  
※表現については要検討
- 2 文書質問ができる回数  
議員一人当たり、定例会年4回制時における閉会期間につき1件まで
- 3 質問書を提出できる期限  
※議会運営委員会において検討してもらう
- 4 質問書の提出先  
議長
- 5 提出された質問書を決定する方法  
議長は、議会運営委員会に諮り決定する  
(閉会期間中の対応については別途検討する)
- 6 答弁書の提出期日  
質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける
- 7 知事等の回答義務  
知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける
- 8 質問書及び答弁書の各議員への配付  
提出された質問書及び回答された答弁書については、各議員へ配付する
- 9 会議録の作成  
本会議の会議録として作成する(閉会期間中の対応については別途検討する)
- 10 県議会ホームページへの掲載  
質問書及び答弁書については、県議会ホームページに掲載する

#### <会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討状況>

- ・意見なし

#### <有識者意見>

- ・まったく制約がなければ、乱用、乱発が問題としてあり得るので、一定の議会の機関意思に基づくコントロールが必要になる。

#### <主な意見>

- ・少数会派は、多数会派に比べると発言機会が制限され、公式な見解を得るため、また議事録を残すための手段が必要と感じたことがある。
- ・県民からさまざまな意見を聴いて、それを執行部に対して質す、確認する場として代表質問や一般質問、委員会等があるが、即時的な問題があるため、文書質問制度は大きな意味を成す。
- ・特定の一部の主観によって文書質問制度が使われることが懸念されるのであれば、ある程度それを止められる担保も合わせないといけない。

- ・執行部に応答義務を課すものではないということで、百条調査権とは別と整理してはどうか。
- ・応答義務ではないが、努力規定にしてはどうか。

#### ＜運用ルールに係る主な意見＞

- ・議場での議論の妨げとならないよう、閉会中（採決から次の上程までの間）における質問の機会とする。
- ・文書質問できる期間は、大きな問題が生じたり、急を要する質問等をしたい場合もあるため、いつでもできることとしてはどうか。
- ・質問の決定方法は、議会運営委員会の議決によることとし、即時性に配慮した運営方法は、議運で協議して決めてもらえればよい。
- ・持ち回りによる議会運営委員会の決定により提出できるようにする方法もある。

### 25 意見書提出及び決議（第10条関係）

#### ＜課題提起＞

議会が、意見書の提出や決議によって国や県執行部、県民等に対して意思表示を行うことを、条例で規定するべきである。

#### 【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしない。

#### 《参考》

- ・地方自治法第99条—普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。
- ・議会基本条例第10条—議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- ・「決議等」の逐条解説—決議、意見書、その他知事等に対する提言を指し、議会はこれらによって議会の意思を外部に表明するものである。

### 26 議員活動の明確化（第4条関係）

#### ＜課題提起＞

議員活動を規定（明確化）し、本会議や委員会等における審議、政策立案や政策提言のための取組、広聴広報のための取組などの外、公的行事への参画も含めるべきである。

議員の活動は幅広くて多種多様、従って議員活動とは何かというものを改めて条例で規定することが必要。

#### 【結論】

21「議員報酬」、26「議員活動の明確化」、29「政務調査費」については、別途検討することとし、現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わないこととする。

《参考》

- ・「地方議会議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成22年11月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。
- ・「議員報酬等に関する在り方調査会」中間報告の中で、費用弁償の対象とする議員活動及び政務調査費の旅費等を充当する活動などについて、一定の整理がされている。

〈主な意見〉

- ・21「議員報酬」と合わせて検討する。

27 議会機能の強化（第11条関係）

〈課題提起〉

第11条（議会の機能の強化）は、第6条（議会運営の原則）と同様の趣旨が重複して記載されており、当該規定を削除するべきである。

【結論】

各条文の趣旨に違いがあるため、現行のとおりとする。

《参考》

- ・第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。
- ・第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

28 議員間討議の充実（第15条関係）

〈課題提起〉

充実した議員間討議が行われるよう〇〇〇〇するといった仕組みを導入するべきである。

【結論】

条文は現行のとおりとするが、議員間討議が活発に行われるような具体的な仕組み等については、今後の検討課題とする。

29 政務調査費（第17条関係）

〈課題提起〉

会派及び議員は、政務調査費を議員活動の基盤の強化や充実のために支出する旨を、条例で規定するべきである。また、この議員活動の基盤の強化や充実とは、例えば第4条第2項に規定する議員の調査研修や同条第3項に規定する広聴広報

等に資するための活動に要する経費のために支出できる旨を規定するべきである。

他県の条例を見ると、政務調査費は議員活動の基盤の強化のためのものと規定されているものがある。

そもそも政務調査費の創設については、平成 11 年、本県議会が他の都道府県の議会に、地方分権の進展を踏まえ今後の議会活動を充実させていくために議員活動の基盤強化をしようという趣旨の意見書の採択を働き掛けた。十数県の議会が賛同して意見書を提出し、その動きが国に認められて平成 11 年の年度末の法改正につながったという経緯がある。このことを踏まえて、政務調査費について改めて議会基本条例の規定を設けるべきと提案するもの。なお、政務調査費の支給の対象は、当初議員活動の充実のためと要望したのだが、現行では政策調査研究に限られている。用途は、各県の条例の自由裁量に委ねられているはずである。

#### 【結論】

21「議員報酬」、26「議員活動の明確化」、29「政務調査費」については、別途検討することとし、現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わないこととする。

#### 《参考》

- ・「地方議会議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成 22 年 11 月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。

#### ＜議員報酬等に関する在り方調査会で検討中＞

- ・6月の最終答申において政務調査費の在り方が報告される予定。

#### ＜主な意見＞

- ・21「議員報酬」と合わせて検討する。

### 30 交流・連携の推進（第 22 条及び第 23 条関係）

#### ＜課題提起＞

第 23 条（交流及び連携の推進）は、第 22 条（議会改革推進会議）とまとめて規定することにより、地方分権の進展に対応する改革の必要性を明記し、改革の方向を強調するべきである。

海外の自治体議会との交流について、条例で規定するべきである。

#### 【結論】

各条文は独立した内容の規定となっているため、現行のとおりとする。また、海外の自治体議会との交流については、条例では規定はしない。

#### 《参考》

- ・第 7 章 議会改革の推進は、第 22 条（議会改革推進会議）と第 23 条（交流及び連携の推進）で構成されている。

- ・本県議会として海外自治体議会と正式に交流している実績はない。

### 31 議員連盟（規定なし）

#### <課題提起>

議員連盟について、条例で規定すべきである。

#### 【結論】

議員連盟は、議会の公式の組織ではないため、条例で規定することはしない。

### 32 議決事件の追加（規定なし）

#### <課題提起>

地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会が議決すべき事件について、条例で規定すべきである。

#### 【結論】

議決事件の追加については、各条例で既に定めており、重ねて議会基本条例で規定することはしない。

#### 《参考》

本県議会として、地方自治法第96条第2項に基づき、議決事件として追加している事項は、以下のとおり。

- ・「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」（平成13年3月22日成立、平成22年3月23日一部改正）により、県総合計画の戦略計画などの計画を議決対象としている。
- ・①法人に対する県の出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出えん②4分の1出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が2分の1以上になる場合の出資又は出えん③7千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第235条の4第1項の規定による歳計現金の保管及び同法第241条の第2項の規定による基金の運用の場合を除く。）（県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例）
- ・三重のもりづくりについての基本的な計画の策定又は変更（三重の森林づくり条例）
- ・自然環境の保全を図るための基本方針の策定又は変更（三重県自然環境保全条例）
- ・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定又は変更（三重県環境基本条例）
- ・人権施策の基本となる方針の策定又は変更（人権が尊重される三重をつくる条例）
- ・男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定又は変更（三重県男女共同参画推進条例）
- ・健康づくりに関する基本的な計画の策定又は変更（三重県健康づくり推進条例）
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画の策定又は変更（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例）
- ・食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画の策定又は変更（三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例）

- ・観光の振興に関する基本的な計画の策定又は変更(みえの観光振興に関する条例)

### 33 ⑨住民投票（規定なし）

#### <課題提起>

議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会が住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入すべきである。

#### 【結論】

住民投票制度については、今後の検討課題とし、議会基本条例には規定しない。

#### <有識者意見>

- ・諮問的住民投票について、議会が住民に意思を問うときの一つのメニューとして持っていることを条例に規定するという選択もあり得る。
- ・議会が県民の意向を確認していくという姿勢を謳っておくことの意味は大きい。

#### <主な意見>

- ・特になし

### 34 議会予算の確保（規定なし）

#### <課題提起>

議会の機能を十分に発揮し、円滑な議会運営をするために必要な予算を確保する趣旨を、条例で規定すべきである。

#### 【結論】

議会活動に必要な予算は既に確保されていると考えられるため、議会基本条例に規定することはしない。

## 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

## ※下線部が改正箇所

## 目次

## 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条—第7条）
- 第4章 知事等との関係（第8条—第10条）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条—第17条）
- 第6章 県民との関係（第18条—第21条）
- 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
- 第8章 政治倫理（第24条）
- 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
- 第10章 補則（第27条・第28条）

## 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

## 第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議員の定数及び選挙区)

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(文書による質問)

第14条の2 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。

2 前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

## 第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第21条 議会は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書

室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

## 第7章 議会改革の推進

### (議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

### (交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

## 第8章 政治倫理

### (政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

## 第9章 議会事務局等

### (議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

### (議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

## 第10章 補則

### (他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

### (検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会派) 第5条 【略】 2 【略】 3 <u>会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>(議員の定数及び選挙区)</u> 第6条の2 <u>議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。</u></p> <p>(議会の説明責任) 第7条 <u>議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</u></p> <p>(知事等との関係の基本原則) 第8条 【略】 2 <u>議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</u></p> <p><u>(文書による質問)</u> 第14条の2 <u>議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。</u> 2 <u>前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(会派) 第5条 【略】 2 【略】 【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(議会の説明責任) 第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(知事等との関係の基本原則) 第8条 【略】 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>【新設】</p>

県民意見・提案(パブリックコメント)「三重県議会基本条例の一部を改正する条例(案)」に対するプロジェクト会議の考え方(案)

整理番号	検討項目番号	関係条項	パブリックコメントのご意見	ご意見に対するプロジェクト会議の考え方(案)
1	3	第7条	<p>条文に「議決責任」を明記するのであれば、逐条解説案の「議会には執行権がないため、法的な賠償責任はない」という部分について、県民にいてねいに説明するべきである。また、「議決について議員の責任は、社会的、道義的、政治的責任がある。」と書かれているが、社会的、道義的、政治的責任とは何か。どのよう責任をとるのか。改選前に全県協議会委員会で熱議して賛否の表明ができなかった議員がいた。議会運営委員会が問題ならなかったら、事務局に抗議したことがある。その後、全県協議会での採決は、職員が両サイドを確認するようになる。このようなケースの場合、条例改正後は、議員が処分を受ける等の変化があるのか。</p>	<p>本条例の趣旨は議会の責任として「議決責任」について明らかにするものであり、決定した事項を追跡調査する意味での執行監視・評価の責任を規定しており、議員の責任は規定しておりません。なお、逐条解説では議会の責任と議員の責任とは異なる旨の説明をしています。</p>
2	7	第6条第2項	<p>議長と副議長の立候補者が、所信表明の内容を文書にして、議員と記者と県民傍聴者に配布したことがあった。議長や副議長になって、県民のために、どんな議会改革をやりたいのかがよくわかって、たいへん感動した。所信表明会は、議事録に残すべきである。</p>	<p>正副議長の立候補に係る所信表明会については、代表者会議での申し合せに基づいて実施しており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
3	8	第8条	<p>「合議制の議事機関としての独自性」とは何か。具体的内容について、わかりやすく説明してほしい。</p>	<p>議会は、議論を通じて政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有しています。</p>
4	9	第8条	<p>改選前の議員に「なぜ反問権の付与を明文化しなかったのか」と質問したら「前知事は反問権など明文化しなくても、十分反論しているから」と回答された。前知事は確かに反論していた。反論どころか「この問題については〇〇議員に答えていたが、次々に議員を特定して意見を求め、知事等から議員の考え方を問いつつ反問権を求めた。対案を提出する場面で議員の考え方を明文化してほしい。特に議員提出の「反論」をふくんだ反問権を必ず明文化してほしい。対案を提出する場面で知事等の反問権(反論もふくむ)の必要性を強く感じている。知事等の反論によつて議員の質問時間が短くならないように、議会運営を工夫すればいいと思う。</p>	<p>三重県議会では一般質問などは事前通告制を採用しており、議員の質問内容について知事等が質問内容を確認する手続は確保されています。また、事前通告制をとらない予算決算常任委員会総括質疑についても必要に忠じて知事等からの趣旨確認は行われています。いたずらに執行部側の権利として「反問権」や「質問趣旨確認」等を明記するのではなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したいとすればよいと考えられています。</p>
5	9	参考資料9 頁「議会と知事との協議」	<p>「協議すべき具体的な案件」の判断がどのようになされるのかが不明確であるため、総務部が要望している「議会と知事との協議の場の制度化」に賛成である。知事から協議の申入れがあった場合、必ず速やかに協議にに応じていただきたい。</p>	<p>議会と知事との協議の場の制度化については、「常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに設置するものとする。」(平成19年12月18日「会期等の見直しについて」検討結果報告書)としています。</p>
6	11	第18条	<p>県民の議会への参画のさらなる確保のために義務規定にしてほしい。</p>	<p>県民との意見交換の場など、県民の議会への参画の取組を継続する中で、今後もより効果的な広聴広報の手法を検討していくことから、努力規定としています。</p>

整理番号	検討項目番号	関係条項	パブリックコメントのご意見	ご意見に対するプロジェクト会議の考え方(案)
7	20	参考資料14頁「会期制」	会期を4回から2回にした三重県議会の全議員の情熱と覚悟が今も忘れられない。通年議会という目に見えない状況にすることで、議会改革に対する現議員の情熱と覚悟を三重県民に明らかにしてほしい。	通年議会も含めた会期の在り方については、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において検討しています。
8	23	第25条	三重県議会議務局の予算要求が昨年同様、情報公開請求したが、事務局強化のための予算要求が行われていない。どのように議事事務局の機能強化と組織体制の整備を図っていくのか。三重県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っていただいているため、事務局職員と県民とのトラブルが生じていても課長が速やかに対応できたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
9	24	第14条の2	知事等執行部は、議会の閉会中や休会中にごんごん計画等を進めてしまいう傾向がある。閉会中であるうと、休会中であるうと、議会として常に文書質問できるようにしてほしい。この制度の乱用、乱発を心配される意見があるが現三重県議会議員の中に乱用、乱発する議員はひとりもいられないと信じている。県民にとつて重要な制度である。運用ルールは総務部としっかり協議して決めてほしい。	「文書質問制度」については、議会機能の強化を目的に、導入を検討しています。運用ルールについては、今後詳細をつめていくこととしていきます。
10		前文	平成18年12月20日に全会一致で可決された三重県議会条例は、地方自治法改正の原動力になっている。したがって「地方自治法の範囲内において」という文言を前文から削除してほしい。	条例は地方自治法など法律に反した規定を設けることはできないこと、また、平成18年の条例制定時に当時の知事から「地方自治法の範囲内において」という文言を入れてほしいとの意見があり、このような規定とされています。
11		第22条	議会改革推進会議に外部委員を入れてほしい。	議会改革推進会議は、議員で構成し、議会に関する調査研究、議員の資質向上、他議会との交流連携などに取り組み性格の会議であることをご理解ください。
12		第26条	県民も議会図書室内の資料等をコピーできるようにしてほしい。	著作権法では、著作物を複製する権利は著作権者が専有し、例外として第31条で「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供すること」を目的とする図書館その他の施設で政令に定めるもの」は複製できるとされています。議会図書室は地方自治法第100条第18項の規定に基づき、「議員の調査研究に資するため」に設置された施設であり、「複製が認められた図書館等」に該当しないことをご理解ください。
13		「全般」	三重県議会が実施したアンケートによれば、ほとんどの県民が、この条例を知らないことと答えていた。これではだれのための何のための条例なのかということになる。議会基本条例をできるだけの県民に知らせる努力を継続してほしい。そして、各議員の条例の解釈にばらつきがないように、県議会が一枚岩になって、この改正条例の県民への説明会を実施してほしい。	さまざまに広報活動を通じて、議会基本条例について広く県民の皆さまに知っていただくよう努めていきます。

平成 24 年 5 月 7 日  
総 務 部

議会閉会中に文書による質問ができないと解される理由は次のとおりです。

- 1 文書による質問は、口頭による質問を補完するものと考えられること。  
資料 1 「議会運営の実際 2」
- 2 文書による質問に対する答弁は、議会に対して行われるものであること。  
資料 2 「議会運営の実際 2」①
- 3 議会が活動能力を有するのは、会期中に限られること。  
資料 3 「逐条地方自治法」第 6 次改訂版

以上のとおり「文書による質問」は、口頭による質問を補完するために、議会から執行機関に対して行われ、執行機関は質問議員に対してのみではなく、議会に対して答弁するものであることから、文書による質問が行えるのは、議会が活動能力を有する会期中に限られるものと解されます。

資料 2 「議会運営の実際 2」②

し、議会の本質から到底認められるものではありません。

質問(質疑)の省略は、通告がないために質問(質疑)を行わないことは本質的に異なります。どちらも質問(質疑)を行わない点では同じですが、通告がないために行わないのは、質問(質疑)を認めるこの前提がありながら、全議員から希望がなかったために行わなかったものです。これに対し省略による場合は、質問(質疑)の希望がありながら認めなかったものですから、同じ結果でも大きな違いです。

## 8 文書質問

議員 次に文書による質問は認められるか。

助言者 議会における論議は言論によるものですから、質問は口頭によることが原則です。しかしながら文書質問は法令で禁止されていませんので、質問者が多数にのぼる場合や口頭による質問を補完する場合に、文書による質問を認めることができます。このためには会議規則に根拠となる条文を規定する必要があります。標準会議規則では質問は口頭によることを原則とすることから、文書質問の制度を規定していません。

都道府県議会で文書質問を会議規則に規定しているのは北海道、東京、神奈川、長野、石川、徳島などです。文書質問を規定している議会の条文を参考まで紹介しますと、次の通りです。

### ○北海道議会会議規則

第六八条 議員は、会期中、執行機関等に対し、文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な趣意書を作り、議長に提出し、承認を得なければならない。

3 質問趣意書は、議長が答弁書の提出期日を指定して、執行機関等に送付する。

### ○東京都議会会議規則

第八四条 議員は、会期中執行機関等に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な趣意書を議長に提出しなければならない。

3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して執行機関等に送付する。

4 議長は、質問趣意書及び答弁書を各議員に配付する。

### ○神奈川県議会会議規則

#### (文書質問)

第八三条 議員は、会期中いつでも執行機関に対し、文書で質問することができる。

2 文書で質問しようとするときは、簡明な趣意書を作り、議長に提出しなければならない。

3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、執行機関に送付する。

4 第八一条第三項の規定は、議長が前項の答弁書を受理したときに準用する。

#### (答弁書の提出)

第八一条 執行機関及びその委任又は嘱託を受けた者が、質問に対し、直ちに答弁しがたいときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。

2 議長は、前項の答弁書を受理したときは、すみやかに議員に配布しなければならない。

### ○徳島県議会会議規則

第六五条 議員は、会期中いつでも執行機関に対し、文書で質問することができる。

2 前項の質問に当たっては、議員は、質問趣意書を作り、議長に提出しなければならない。

②

- 3 質問趣意書は、議長が答弁書の提出の期日を指定して、執行機関に送付する。
- 4 執行機関から答弁書の送付を受けたときは、議長は、質問趣意書及び答弁書の写しを議員に配布する。

議員 文書質問は会期中にのみ認められるのか。

助言者 文書質問も質問ですから、会期中にのみ認められます。質問書は議長に提出しますが、執行機関が答弁書を会期中に提出できるよう、時間的な余裕を持つ必要があります。この意味で質問の内容にもよりますが、例えば会期最終日に文書質問を提出することは適当とは言えません。口頭による質問を補完する意味で文書質問制度を設けている趣旨からすれば、質問書だけでなく答弁書も会期中に提出されることが望ましいので、答弁書の会期中提出が困難な文書質問は、議長が受理するにとどめるものも出ると思います。この意味では、文書質問の受理期限を議会運営委員会等で決めておく必要があります。

議員 議長は文書質問の内容を適当でない判断し、執行機関に送付しないことができるか。

助言者 会議規則で文書質問を認めている場合、議長は文書質問を執行機関に送付する経由機関に過ぎませんので、原則として質問内容の是非を判断することはできません。したがって執行機関に送付する義務があります。しかし全く裁量権がないわけではありません。文書質問は当該団体の行政を対象としますので、それ以外の、例えば国政に関する事項を対象としている場合は、質問ではありませんから、議長は議事整理権に基づき、その部分の削除を求めることができます。質問議員が応じないときは、執行機関に送付しないこともできます。削除するかどうかについて疑義があるとき、議長は会議にはかつて削除を決定すればよいでしょう。

これに関連するものとして、参議院では昭和二四年に議院の品位を傷つけると認められる質問主意書を議長が承認しなかった例があります(参先三四一)。

①

議員 文書質問に対する答弁書は、質問議員にだけ配布するのか。

助言者 文書質問は議会活動の具体的な内容ですから、質問書と答弁書は議員全員に配布するとともに、会議録に収録する必要があります。質問書を提出するのは特定の議員ですが、答弁は議会に対するものですから、特定の議員だけが知ればよいというものでなく、会議公開の原則から会議録に掲載し、住民も後日閲覧できるようにしておく必要があります。

議員 文書質問は撤回できるか。

助言者 文書質問は議長に提出しますが、議長は執行機関に送付するとともに、その写を全議員に配布します。撤回の時期により取扱いが異なりますが、議長が受理しただけであるときは、議長の許可により撤回できます。質問書を配布した後は、議長が文書質問書の撤回があった旨を会議に報告する必要があります。文書質問が出ているため質問を留保する議員がいることも予想されますので、撤回の申し出があったとき、議長はこの旨を会議で明らかにする必要があるわけです。これは文書質問の一部撤回の場合も同様の取扱いです。議長は執行機関に対し撤回を通知することになります。

議員 文書質問は議員が一人ずつ行うべきものか。

助言者 文書質問をするときは議長に対し文書質問提出書を提出します。この場合、同趣旨の質問をする複数の議員が連名で質問書を提出することができるかどうか問題となります。質問は議員が個々に行うものであることからすれば、文書質問は個々の議員が提出すべきものであり、連名によるものは認めるべきではありません。なお、同趣旨の文書質問が一年以上提出されたとき、執行機関は一括して答弁書を提出しても差し支えありません。

議員 休会中でも文書質問書を提出できるか。

(H23.10.31発行)

三・昭三〇、七六。

382 第2編 普通地方公共団体 (第102条)

〔定例会・臨時会及び会期〕

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
- ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
- ⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
- ⑥ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

〔解説〕 一本条は、普通地方公共団体の議会の会議の種類、その招集、臨時会の付議事件、会期等に関する規定である。

定例会は、付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される会議である。

定例会の招集回数については、平成十六年改正前においては、毎年四回以内において条例で定めることとされていた(改正前の2)が、改正により、「毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」とされた(改正後の2)。つまり、上限がなくなり条例で自由に回数を定めることができることとされたものである。なお、本法が制定された当初、定例会は毎年六回以上招集しなければならないこととされていたが、昭和二十七年の改正で毎年四回とされ、さらに昭和三十一年の改正では毎年四回以内において条例で定める回数招集すべきこととされていたものである。なお、議会の招集と会期に関して、第二十九次地方制度調査会の「今後の基礎自治体及び監督・議会制度のあり方に関する答申」等について、後述七を参照されたい。

議会の招集は長の専属の権限であるから、招集すべき時期は右の条例で定めるべき限りでない。「毎年」とは、暦年であり会計年度

の意ではない(行実昭二七、九、一九)。

一 「臨時会」は必要がある時において、特定の事件に限り、これを審議するために招集されるものであり(3)、定例会と異なり、あらかじめ付議事件の告示が必要とされる(4)。「その事件に限り」(3)とは、臨時会の「招集の目的とされた事件に限り」の意であり、その事件以外の事件については緊急を要するもの(5)でない限り、臨時会では審議をすることができない。もとより、その事件は必ずしも一事件である必要はなく、一以上の事件を審議するための臨時会も招集できる。その事件は、長があらかじめ告示する事件であるから、臨時会は、この告示された事件のみを審議することとなる。告示は「あらかじめ」なされなければならないのであるが、必ずしも、招集の告示と同時である必要はない。しかしながら、招集当日参集する議員は付議事件の何たるかを予知しているべきものであるから、それに必要限度の時間的余裕をもつてなされなければならない。

二 臨時会の付議事件はあらかじめ告示されたものに限られるのが原則であるが、緊急を要するものであれば、告示されないものであつても、直ちに会議に付議することができる(5)。この場合も「緊急を要する」とは、客観的に緊急を要するものでなければならないのは勿論であるが、一応は付議しようとする事件の提案(発案)をする者(長又は議員若しくは委員会)が、自己の提案しようとする事件に関し、認定して差しつかえない。緊急を要する事件でないものであれば、その議決は違法であることを免れないものとなり、第百七十六条第四項以下の規定によることとなるが、長が提案者の場合は、具体の個別事業の争訟ということにならざるを得ないであろう。

四 議会の招集権者は長であるが、会期を何日とするか、またそれを延長するかどうか、また会議を何時開き、何時閉するかについては、議会は本項の規定により、自主的に定める権能を有している。「会期」(6)とは、長により招集された議会が、会議を継続して行う期間であり、通常開会の冒頭において、決定されるものである。この会期中に限り、議会は活動能力を有する。会期の定め方は「何日開」であつてもよく、「何日まで」であつてもよい。「会期の延長」(5)とは、予定された議案の審議が長引いて、あらかじめ定めた会期中に終了しない場合において、会期をさらにのばすことであり、その間、議会をして、なお、活動能力を保有させるものである。延長については、常に事情の要を伴っているもので、一回に限ることなく、何回でも行い得ると解される。しかし、会議規則又は

383 第6章 議会 (第102条)

4

議決等により特別の定め方がなされている場合は、それによる。なお、国会にあつては、会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては一回を超えてはならないとされている(国会法二二)。

五 議会の「開閉」(四)とは、開会及び閉会のことである。開会とは、議会をして会議を開き、活動能力を有する状態におくことである。会議規則の定めるところにより議長の宣言をもつて行われるのが通常である。開会をするためには、

- ① 議会が成立していること。
- ② 招集が行われたこと。
- ③ 招集に応じて議員定数の半数以上の者が招集の日時に指定された場所に集合していること。

の三つの要件をすべて充足していることが必要である。ただし、この③については例外がある(法二二三ただし書)。

開会とは、開会の逆に、議会のその会期における活動に終止符を打ち、法的な活動能力を失わせる行為である。議会が一たん開会を宣せられたときは、長の新たな招集があるまでは、活動能力を獲得することはない。ただし、開会中の委員会審査はその例外である(法一〇九、一〇九の二による一〇九の準用、一〇四ただし書)。

六 「会期」、「会期の延長」、「開会」及び「閉会」については議会がこれを定めることとされている(六)から、これらの事項の決定は、議会固有の権限である。これによつて、議会は、最初は長の招集にまたなければならないが、一たん長によつて招集されるときは、その後の運営に関しては、自主的に活動することとなる。

七 なお、第二十九次地方制度調査会の「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」において、「長期間の会期を設定してその中で必要に応じて会議を開く方式を採用することや、現行制度との関係や議会に関する他の諸規定との整合性に留意しつつ会期制を前提としない方式を可能とすることなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべきである。」とされ、また、「平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者が議員として活動することを容易にするため、例えば、夜間、休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫を図ることが考えられる。」とされている(国答申第3・2「(2) 議会の招集と会期」及び3「(2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備」)。そして、会期について、条例により、定例会・臨時会の区分を

設けず、連年の会期とすることができるようになることが検討されている。

運用 一 定例会は第二項の規定により条例で定められた回数招集すればよいのであるから、招集しても所招議員の数が少なく、定足数を欠き、会議を開くに至らないときも一回として計算して差しつかえない(行実昭三五、九、一六)。定例会を条例の定める回数開かない場合や臨時会の招集請求があつても十日以内に招集されない場合は(法一〇二と参照)、その原因が長が招集しない結果であるときは、現行制度では自治紛争処理の手続(法五一の二)による又は長の解職請求(法八一八五)によつて解決する以外に方法はない。このことについて、臨時会の招集請求があつた場合に長が招集しないときの対応について検討されている(第一〇一条「解職」二参照)。議会が不成立の場合及び会期延長により後の定例会を招集し得ない場合等については、なるべくそのような事態を避けるように工夫する必要があるということになる。

二 会期延長を繰り返すようなことは、もとより法の趣旨とするところではないから、真に必要な場合はともかく、何回も会期を延長したり、不当に長い日数を延長するようなことは適当ではない。臨時会について会期が一定している場合は、その会期後の日をもつて次の会議の招集を行行得るとする行政実例がある(行実昭三七、二、一五)。また、現に開会中の臨時会の会期が別に長が招集した定例会の期日を超えて延長された場合においては、当該臨時会の会期の延長は有効と解されている(行実昭三〇、七、五)。招集は議会に活動能力を与えるものに過ぎないから、すでに活動能力を持った議会が開会中であれば、その方が優先するからである。

三 「臨時会に付議すべき事件」(四)とは、議案に限らず、選挙、決定その他会議に付議されるべきものはすべて含む。また、あらかじめ告示することなく臨時会に付議し得る事件については、長に提案権が専属すると、議会に専属すると、その双方にあるとを問わず、常に緊急を要する事件に限られる(行実昭二六、八、二〇・昭二六、一〇、一〇参照)。なお、内容が災害対策等に緊急を要するものである限り、臨時会の付議事件にかかわらず緊急質問をすることはできるものと解される(行実昭四八、九、一五)。

四 「付議すべき事件」(四)については、長が退職について承認を求める件も付議事件のうちに含まれる。なお、開会中継続審査中の事件のみを付議するような場合には、付議事件として告示する取扱いとすべきであり、また、議会の機関意思を決定すべき事件のみを議する場合、請願、陳情のみを議する場合にも同様の取扱いとせざるを得ないと思われるが、元来、この普通地方公共団体の長が告

実例から見る文書質問制度の類型について

資料 5

会期中	閉会中
-----	-----

類型区分	会期型	常設型	閉会型	三重県議会議案			
特徴	会期中に文書質問ができる	閉会中、会期中を問わず文書質問ができる	閉会中に文書質問ができる	閉会中及び会期中の一部で文書質問ができる。			
趣旨	「本会議における」口頭による質問を補完する。 (会期中の議会機能の補充)	議会機能の強化	議会機能の強化	「議会」の機能強化の取り組みの一つとして本会議での質問等の機会にとらわれずに常に質問することのできる仕組みとして、文書質問制度を創設する。			
制度規定	会議規則	議会基本条例	議会基本条例	議会基本条例			
具体的手続規定	議運申合せ又は要綱・要領で規定	なし	議運の確認事項	議長が別に定める。			
期間	会期中	常時	閉会中	定例会年4回制時における閉会期間 (閉会中及び会期中の一部)			
質問書の提出先	議長	議長	議長	議長			
議手としての手続	議長(取扱一任)	なし	各委員会の全会一致により議長に提出	議長が議会運営委員会に諮り決定 (閉会中の対応については別途検討)			
議員への周知	質問書及び答弁書を配付	なし	なし	各議員へ配付			
会議録	本会議の会議録として作成	なし	なし	本会議の会議録として作成 (閉会中の対応については別途検討)			
公表の方法	本会議の会議録として公表	なし	ホームページで公表。	ホームページ等で公表。			
事例	東京都、北海道、神奈川県、長野県、石川県、徳島県	登米市、加賀市、穴栗市、丹波市、半田市、大仙市、防府市、伊賀市 など	多摩市、塩尻市、塩釜市、所沢市、七尾市、花巻市、防府市、小山市、横須賀市、奄美市 など				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">本会議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     &lt;参考1&gt;                      議会活動                      (議会の機能)                      常任委員会、特別委員会、議会運営委員会                      (議決により閉会中も機能)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     代表者会議、全員協議会、議長協議会、委員長会議、広聴広報会議、議会改革推進会議、基本条例第14条の検討会 等                      (閉会中も機能)                 </td> </tr> </table>					本会議	<参考1> 議会活動 (議会の機能) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会 (議決により閉会中も機能)	代表者会議、全員協議会、議長協議会、委員長会議、広聴広報会議、議会改革推進会議、基本条例第14条の検討会 等 (閉会中も機能)
本会議							
<参考1> 議会活動 (議会の機能) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会 (議決により閉会中も機能)							
代表者会議、全員協議会、議長協議会、委員長会議、広聴広報会議、議会改革推進会議、基本条例第14条の検討会 等 (閉会中も機能)							
<p>(基本方針)                  第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。                  一 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。                  (議会の機能の強化)                  第十一条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p>							
<p>&lt;参考2&gt;                  三重県議会                  基本条例(抄)                  ※議会活動、議会の機能(政策決定、監視・評価、政策立案・政策提言等)の発足を会期中に限定していない。</p>							

## 文書による質問制度における申合せ事項案について

	現在の案	詳細を詰めるにあたっての課題
1 文書質問ができる期間	定例会年4回制時における閉会期間とする ※表現については要検討	本会議又は委員会において質問できる期間を除き、議会運営委員会が決定する期間とし、常設型に近づけるべきか。
2 文書質問ができる回数	議員一人当たり、定例会年4回制時における閉会期間につき1件まで	質問1件のイメージの具体化について必要か。
3 質問書を提出できる期限	議会運営委員会において検討してもらう	質問書を提出できる期限を設けることの必要性について要検討。
4 質問書の提出先	議長	
5 提出された質問書を決定する方法	議長は、議会運営委員会に諮り決定する(閉会期間中の対応については別途検討する)	閉会期間中の対応も議会運営委員会に諮るということによいか。
6 答弁書の提出期日	質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける	本会議又は委員会における質問時期と答弁書の提出期限が重なる場合について要検討。
7 知事等の回答義務	知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける	
8 質問書及び答弁書の各議員への配付	提出された質問書及び回答された答弁書については、各議員へ配付する	議場配付によいか。
9 会議録の作成	本会議の会議録として作成する(閉会期間中の対応については別途検討する)	閉会中の場合は会議録には記載できないことを考えると、会期中の場合も含め、会議録とは別立てのほうがよいか。なお、閉会中の質問書及び答弁書についても本会議で議場配付すれば、本会議の資料記録としては残る。
10 県議会ホームページへの掲載	質問書及び答弁書については、県議会ホームページに掲載する	

## ◎全般的な課題

## ○運用開始時期

改正条例の施行日に合わせて運用できるようにするか。

## ○運用後の検討

運用開始の一定期間後、運用状況について検討することとするか。

## 第 1 1 回会議で意見がまとまった事項

## ◎意見がまとまった「文書質問制度」の条文修正箇所

第 1 1 回会議の結果を受けて修正した案	第 1 1 回会議までの案
(文書による質問) 第 1 4 条の 2 議員は、議長 <u>の許可を得て</u> 、知事等に対し文書による質問を行うことができる。 2 前項の <u>手続等</u> に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(文書による質問) 第 1 4 条の 2 議員は、議長を <u>経由して</u> 知事等に対し文書質問を行うことができる。 2 前項の <u>手続等</u> に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## ※確認事項

## 1. 第 1 項関係

「議長の許可を得て」まで規定するか。

\* 会議規則での質問の規定が「議長の許可を得て」となっており、同様にとの考え方からこのような修文となったが、文書による質問制度は、会期中の口頭質問と異なる制度であることから、会議規則と同様に考える必然性はない。

\* (例)

「議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。」

## 2. 第 2 項関係

「議長が別に定める」まで規定するか。

\* このように規定すると、別に定めるものは、「規程」等の議長で定められるもの限られ、「議運申合せ」などではできなくなる。

\* (例)

「前項の手続等に関し必要な事項は、別に定める。」

提案	第 1 1 回会議までの案
(文書による質問) 第 1 4 条の 2 議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。 2 前項の質問は、議長に提出しなければならない。 3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、別に定める。	(文書による質問) 第 1 4 条の 2 議員は、議長を <u>経由して</u> 知事等に対し文書質問を行うことができる。 2 前項の <u>手続等</u> に関し必要な事項は、議長が別に定める。

◎意見がまとまった「文書による質問制度における申合せ事項案」についての修正箇所

第11回会議の結果を受けて修正した案	第11回会議までの案
以下の事項について検討された結果を、後ほど申合せ事項案として作成	以下の事項について検討された結果を、後ほど申合せ事項案として作成
1 <u>文書による質問ができる期間</u> (略)	1 <u>文書質問ができる期間</u> 定例会年4回制時における閉会期間とする ※表現については要検討
2 <u>文書による質問ができる回数</u> (略)	2 <u>文書質問ができる回数</u> 議員一人当たり、定例会年4回制時における閉会期間につき1件まで
3 (略)	3 <u>質問書を提出できる期限</u> ※議会運営委員会において検討してもらう
4 (略)	4 <u>質問書の提出先</u> 議長
5 (略)	5 <u>提出された質問書を決定する方法</u> 議長は、議会運営委員会に諮り決定する(閉会期間中の対応については別途検討する)
6 <u>答弁書の提出期日</u> 質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける ※原則の処理期限を定め、事情による例外を認めるようにする	6 <u>答弁書の提出期日</u> 質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける
7 <u>知事等への回答要求</u> 知事等に質問書に対する答弁書の提出を求めるものとする	7 <u>知事等の回答義務</u> 知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける
8 (略)	8 <u>質問書及び答弁書の各議員への配付</u> 提出された質問書及び回答された答弁書については、各議員へ配付する
9 (略)	9 <u>会議録の作成</u> 本会議の会議録として作成する(閉会期間中の対応については別途検討する)
10 (略)	10 <u>県議会ホームページへの掲載</u> 質問書及び答弁書については、県議会ホームページに掲載する

## 第 8 条第 2 項の修正提案

提案	第 1 1 回会議までの案	現行法
<p>(知事等との関係の基本原則) 第 8 条 【略】 2 議会は、<u>合議制の機関として</u>の特性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p>	<p>(知事等との関係の基本原則) 第 8 条 【略】 2 議会は、<u>合議制の議事機関としての独自性</u>を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p>	<p>(知事等との関係の基本原則) 第 8 条 【略】 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p>

※下線部は第 1 1 回会議までの修正箇所、網掛部は提案による修正箇所

## 「議員活動」、「議員報酬」及び「政務調査費」に関し、 一定期間内に検討することを確認する方法について

第10回プロジェクト会議において、「議員活動の明確化（第4条関係）」、「議員報酬」及び「政務調査費（第17条関係）」については、「現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わない」こととしたが、「今までの議論の過程もあるため、検討条項を設けることや附帯決議を行うなど、何らかの議論の足跡を残すべき。」との意見が出たため、どのような対応方法があるかについて検討・整理した。

	対応方法	問題点
①	本課題の検討について、附帯決議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「執行部は、～を検討すべき」ではなく、「議会は、～を検討すべき」というような自己に対する事項を附帯決議できるか。</li> <li>・条例案の提案者が自ら附帯決議案を附すことは通常想定されない。</li> </ul>
②	本課題の検討条項を附則に設ける。	※改正内容に含まれない事項を改正附則に設けることは一般的ではないと思われるが、立法例あり。
③	現行の検討条項（28条）を改正し、本課題の検討条項を明記する。	法令上には残るが、「何年以内に特定の事項について検討する」といった個別具体的な内容の条項が、理念的な規定が書かれている本則に紛れ込む。
④	提案理由説明等で現行の検討条項（28条）を活用し検討していく旨を話し、議事録に残す。	文書上には残るが、法令上には残らない。

### ◎三重県議会基本条例

#### （検討）

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年  
法律第73号)(抜粋)

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 【略】

6月

スケジュール案

日	月	火	水	木	金	土
	28	29	30	31	1	2
		第12回会議		各会派持ち帰り		
3	4	5	6	7	8	9
		各会派持ち帰り	本会議 第13回会議 (最終案の確定)	本会議 議会議案の報告 議案の報告		
10	11	12	13	14	15	16
	本会議 全員協議会 (最終案の検討) 第14回会議 (条例改正案の確定)		代表者会議・議会議案の協議 改正案の協議 本会議 ※議案上程	議会議案の報告		
17	18	19	20	21	22	23
					議会議案の報告	
24	25	26	27	28	29	30
		議会議案の報告	本会議 (採決)			